

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年5月18日

栗山町長 佐々木 学

1 入札に付す事項

- (1) 入札執行番号 委託番号 第59号
- (2) 業務名 栗山町プロモーション動画作成委託業務
- (3) 場所 栗山町内
- (4) 期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 概要 栗山町のシティプロモーション動画作成及び配信業務
- (6) 予定価格 公表しない。
- (7) 最低制限価格 設定しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 栗山町契約事務規則（昭和39年規則第3号。以下「契約事務規則」という。）第2条第3項に規定する「令和8・9年度 競争入札参加資格者名簿」において、「物品・役務」の役務大分類「02」（映像・写真・図面等製作）、小分類「03」（その他の映像制作サービス）の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 本業務の仕様書に記載の作業について適切に処置できること。

3 入札の参加申請

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。
- (2) 提出期間
令和8年5月18日（月）から令和8年5月25日（月）まで（日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所
栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場1階 定住推進課
- (4) 提出方法
持参もしくは郵送。ファクシミリによるものは受け付けない。
- (5) その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
 - エ 申請者は申請書に住所、会社名、代表者名のほか、電子メールアドレスを記載すること。

4 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）に対しては、令和8年5月25日（月）までにその理由を付して電話で連絡する。令和8年5月25日（月）までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

5 非資格者に対する理由の説明

- (1) 非資格者は、令和8年5月26日（火）までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。
なお、書面は栗山町役場定住推進課に持参及び電子メールで提出することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 理由の説明は、令和8年5月27日（水）までに書面により電子メールで回答する。

6 契約条項を示す場所

栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場1階 定住推進課

7 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

8 郵便等による入札

入札書は持参又は郵送により令和8年5月27日（水）必着で提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

9 入札執行（開札）の場所及び日時

- (1) 場 所 栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場
- (2) 日 時 令和8年5月28日（木）

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

13 仕様書等の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、仕様書等を栗山町ホームページより閲覧することができる。
ア 閲覧期間 令和8年5月18日（月）から令和8年5月25日（月）まで
- (2) 仕様書等に関する質問は、次の期間内において受け付けるものとする。
ア 受付期間 令和8年5月18日（月）から令和8年5月25日（月）まで（休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

1 4 支払条件

- (1) 支払方法 年1回払い。
- (2) 部分払 部分払いはしない。

1 5 契約書作成の可否等 必要とする。

1 6 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者の行った入札、契約事務規則第11条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (2) 入札執行の際、入札者がいない場合は、入札を中止する。
- (3) 入札の執行回数は、最高3回とする。
- (4) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (5) この公告に定めるもののほか、入札心得、栗山町の契約に関する規則その他関係法令等を遵守すること。
- (6) 公告の写し等の公表
 - この公告の写し・入札心得・提出書類の様式等は、次のとおり告示する。
 - ア 公告期間 令和8年5月18日(月)から令和8年5月25日(月)まで
 - イ 公告場所 栗山町ホームページにて掲載

その他入札に関し不明な点は、栗山町役場定住推進課(電話0123-73-7521)に照会すること。